

議案第124号

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営自転車等駐車場条例（平成13年さいたま市条例第208号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
駐車場名	利用時間	駐車場名	利用時間
[略]		[略]	
さいたま市営大和田 駅南自転車駐車場	午前4時40分から翌 日の <u>午前1時20分</u> ま で	さいたま市営大和田 駅南自転車駐車場	午前4時40分から翌 日の <u>午前零時50分</u> ま で
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。